

京都府職場で取り組む健康づくり表彰実施要領

(表彰の目的)

第1条 職場で積極的に健康づくりを行い、その取り組みがすばらしい事業所を知事が表彰することで、その努力と功績をたたえるとともに、関係者の意識を高め、職場における健康づくり事業の推進を図ることを目的とします。

(事業所の定義)

第2条 この要領の中でいう事業所とは、常時雇用の労働者が5人超で、府内にある本店、支店、営業所などの事務所をいいます。また各事務所内における部・課などの「グループ」単位も含まれます(ただし国や地方公共団体は除きます。)。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、京都府職場で取り組む健康づくり表彰です。

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、健康づくりの取り組みがすばらしい事業所であり、別表第1の表彰基準に当てはまる事業所です。

(選考と決定)

第5条 表彰を受ける事業所は、自薦の事業所、及び関係団体の長(以下「団体の長」といいます。)の推薦を受けた事業所の中から、京都府職場で取り組む健康づくり表彰選考委員会(以下「委員会」といいます。)の選考を経て、知事が決めます。

2 委員会の委員は次の者で構成する。

- (1) 学識経験者(京都府地域・職域連携推進会議委員)から1名
- (2) 職域保健関係者(京都府地域・職域連携推進会議委員)から2名
- (3) 京都府健康福祉部から1名

(自薦・推薦の申込手続)

第6条 事業所自らが候補者として申込みを行うとき、あるいは団体の長が候補者を推薦するときは、別記第1号様式に別表第2にあげる書類を添えて知事に提出します。

(表彰の時期と方法)

第7条 表彰は、毎年、知事が別に定める日に表彰状と記念品を授与して行います。

(所掌)

第8条 この要領に関する事務は健康福祉部健康対策課が所掌します。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めます。

附 則

この要領は、平成20年9月26日から施行する。

別表第1(第4条関係)

表彰対象	表 彰 基 準
事業所	<ol style="list-style-type: none">1 労働安全衛生法に基づく健康診断の実施をはじめとする健康の確保、増進のための必要な措置が講じられていること。2 健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の必要な措置(施設内の全面禁煙もしくは完全分煙)が講じられていること。3 健康づくりの顕著な取組が最低1年以上継続しているとともに、次の1つあるいは複数の事項において実績と結果がすばらしいこと。<ol style="list-style-type: none">ア 生活習慣病予防や健康診断に積極的に取り組んでいること。イ 健康づくりが組織的に行われ、運営が円滑に営まれていること。ウ 健康づくりに関する普及啓発活動が積極的でかつ機能的であること。エ 健康づくりグループ、クラブ等の育成に積極的であり、かつ定着性がよいこと。オ 健康づくり行事が多彩で参加率が高いこと。

	<p>カ 健康づくりに係る指導者の養成及び資質の向上に積極的であること。</p> <p>キ 健康づくりの取組が非正規労働者も対象としていること。</p> <p>ク 事業所の外部に向けた健康づくりの取組みがあること。</p> <p>4 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し処分等を受けたことがないこと。</p> <p>健康づくりの取り組み事例</p> <p>ウォーキング、健康体操、体力測定、健康相談、研修・講習などの集合教育、職場内のスポーツクラブ・同好会の設置、職場外のスポーツクラブ・ヘルスクラブの利用支援、職場内のスポーツ競技・大会の実施、心の健康に対する対策（メンタルヘルスケア）、歯科保健対策、禁煙対策、専門スタッフ（産業医、衛生管理者など）が中核となった健康対策、健康づくり機器の整備など。</p>
--	--

別表第2（第6条関係）

区 分	添 付 書 類	提出書類
職場健康 づくり 事業所	<p>(1) 自薦・推薦調書（別記第2号様式）</p> <p>(2) 定款又はこれに準ずる規約等</p> <p>(3) 組織図及び役員名簿又は会員名簿</p> <p>(4) その他参考となるもの</p>	各1